

12月2日(月)から 被保険者証の新規発行が廃止されます

☎健康保険課資格賦課担当 ☎ 423 - 9458、
後期高齢者医療担当 ☎ 423 - 9468

12月2日(月)以降、国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

ただし、現在お持ちの各被保険者証は12月2日(月)以降も各被保険者証に記載の有効期限まで使用できます（転居等で被保険者証の記載内容が変わる場合は、古い被保険者証は使用できません）。

また、マイナ保険証をお持ちの人は各被保険者証の有効期限以降は原則、マイナ保険証を提示して医療機関等を受診することとなりますので、ご注意ください。

■国民健康保険被保険者の人へ

12月2日(月)以降、マイナ保険証の保有状況により「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

①マイナ保険証をお持ちの人

新たに国民健康保険に加入した・異動があった場合や、70歳から74歳までの人で負担割合に変更があった場合は「資格情報のお知らせ」を交付します。

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関等では、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診が可能となります。

②マイナ保険証をお持ちでない人

新たに国民健康保険に加入した・異動があった場合や、再交付の場合は、被保険者証に代わる「資格確認書」を交付します。

資格確認書をお持ちの70歳～74歳までの人で負担割合に変更があった場合は、従来どおり高齢受給者証をお送りする予定です。「資格確認書」は医療機関の窓口等で提示することにより、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。

■後期高齢者医療被保険者の人へ

12月2日(月)以降、新規加入者、お持ちの被保険者証の券面情報に変更が生じた人及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する人については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関の窓口等で提示することにより、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。

※上記運用は、来年8月の年次更新までの間の暫定的な運用です。

来年8月以降は、マイナ保険証の保有状況により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付予定です。



国民年金のお知らせ

■納め忘れはないですか？

国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の人など）は、自身で保険料を納める必要があります。納め忘れがあると、老後の支えとなる老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受け取れなくなることがあります。

また、国民年金加入中のケガや病気が原因で障害が残った際に支給される障害基礎年金や、加入者が亡くなった場合に遺族（子のいる配偶者や子）へ支給される遺族基礎年金が受け取れなくなることもあります。納め忘れがないよう気を付けましょう。

■死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、どの年金も受け取らないうちに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者や子など）に、納付期間に応じて死亡一時金が支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受ける場合は支給されません。

詳しくは市民課国民年金担当へお問い合わせください。

■年金生活者支援給付金の請求はお早めに

9月に送付した年金生活者支援給付金の支給該当者に係る簡易な請求書（はがき型）等の未請求者に対して、日本年金機構からお知らせを送付します。

12月31日(火)までに手続きしないと今年10月にさかのぼって受給することができません。請求がお済みでない人はお急ぎください。

☎貝塚年金事務所 ☎ 431 - 1122、市民課国民年金担当 ☎ 423 - 9460

■将来の年金見込額をシミュレーション

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから、年金記録の確認や年金見込額の試算ができます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

☎ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎ 0570 - 058 - 555



日本年金機構
ホームページ
「ねんきんネット」

